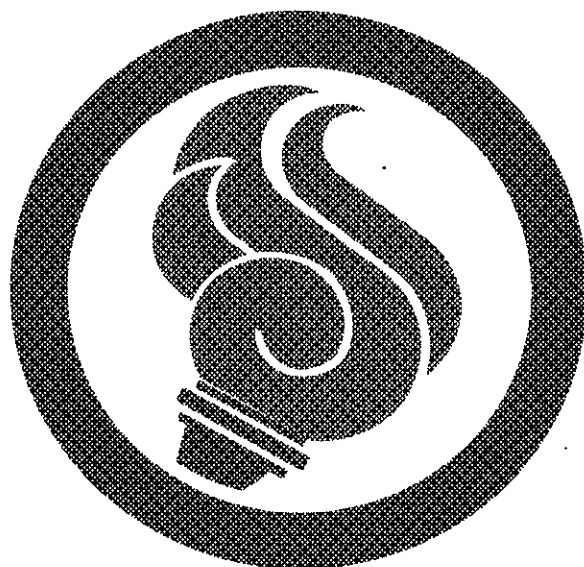


公益財団法人富山県体育協会

選手強化事業補助金交付要綱



公益財団法人富山県体育協会

公益財団法人富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県体育協会選手強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 公益財団法人富山県体育協会理事長（以下「理事長」という。）は、国民体育大会（以下「国体」という。）や全国的大会等において優秀な成績を収めるため、公益財団法人富山県体育協会（以下「県体協」という。）に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が行う強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費等は、別表の事業を実施するために要する経費とする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付の申請をしようとする加盟団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 理事長は、補助金の交付決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、事業変更申請書（様式第4号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 第5条の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び交付決定の内容並びにこれに付した条件その他理事長の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について理事長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過する日、又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第8号)を補助事業者に送付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 理事長は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、本要綱又は本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則
 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
 財団法人富山県体育協会強化事業補助金交付要綱は廃止する。

平成18年4月1日 一部改正
 平成24年4月1日 一部改正
 平成26年4月1日 一部改正
 平成30年4月1日 一部改正

別表（事業種目等）

| 事業種目 | 補助金額 |
|---------------------------|-------------------------|
| 選手強化対策事業 | 予算の範囲内で 理事長が定める 額 |
| 合宿・遠征事業 | |
| アドバイザー・トレーナー招へい事業 | |
| TOYAMA アスリート マルチサポート事業 | |
| とやまスポーツ道場開催事業 | |
| 中体連・高体連振興事業 | |

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会
理事長 殿

所在地
競技団体等名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金交付申請書

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金として、下記金額を交付して
くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

経費の配分

| 事業種目 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|--|------------|--------|------|
| 1 選手強化対策 2 合宿・遠征 3 アト・ハイサ-・トレーナ-招へい 4 元気とやまスポーツ道場 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 |

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2-1号

県体協第 号

住 所
競技団体名
代表者名

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金の交付について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金については、富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり金 円を交付します。

令和 年 月 日

公益財団法人 富山県体育協会
理 事 長

- 1 この補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

| 事業種目 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------------|------------|--------|-------|
| 1 選手強化対策 | 円 | 円 | 円 |
| 2 合宿・遠征 | | | |
| 3 アトバイザー・トレーナー招へい | | | |
| 4 元気とやまスポーツ道場 | | | |
| 計 | 円 | 円 | 円 |

- 3 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は変更後の額）とを比較していずれか低い額とします。
- 4 補助事業の実施にあたっては、富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱を遵守すること。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

様式第2-2号

県体協第 号

住 所
競技団体名
代表者名

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金の変更交付について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金については、富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり金 円を交付します。

令和 年 月 日

公益財団法人 富山県体育協会
理 事 長

- 1 この補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

| 事業種目 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------------|------------|--------|-------|
| 1 選手強化対策 | 円 | 円 | 円 |
| 2 合宿・遠征 | | | |
| 3 アドバイザー・トレーナー招へい | | | |
| 4 元気とやまスポーツ道場 | | | |
| 計 | 円 | 円 | 円 |

- 3 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は変更後の額）とを比較していずれか低い額とします。
- 4 補助事業の実施にあたっては、富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱を遵守すること。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

公益財団法人富山県体育協会
理事長 殿

所在地
競技団体等名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け県体協第 号で交付通知のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内 訳

| | | |
|-------|---|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 受領済額 | 金 | 円 |
| 今回請求額 | 金 | 円 |
| 差引残額 | 金 | 円 |

3 振込口座等

| | |
|-------|-------|
| 取引銀行等 | 銀行 支店 |
| 預金種別 | 普通 当座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義 | |

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会
理 事 長

殿

住 所
競技団体名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金に係る補助事業の変更について

このことについて、下記の理由により補助事業の内容を変更したいので承認されるよう申請します。

記

1 理 由

2 変更後の事業費

変更前交付申請額 金 円
変更後交付申請額 金 円
増 減 額 金 円

| 事業種目 | 補助事業に要する経費 | | 補助対象経費 | | 補助金の額 | |
|-------------------|------------|-----|--------|-----|-------|-----|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 1 選手強化対策 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 2 合宿・遠征 | | | | | | |
| 3 アドバイザー・トレーナー招へい | | | | | | |
| 4 元気とやまスポーツ道場 | | | | | | |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(注) 別紙として事業計画書(当初提出した事業計画と比較できる様式)を添付すること。

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会
理 事 長 殿

住 所
競技団体名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)について

このことについて、下記の理由により補助事業を中止(廃止)したいので承認されるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 理 由

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会
理 事 長 殿

住 所
競技団体名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金に係る事業状況報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事 業 名

2 遂 行 状 況

公益財団法人富山県体育協会
理事長 殿

所在地
競技団体等名
代表者名 印

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け県体協第 号で交付決定通知のあった令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金について、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

(収入)

| 事業種目 | 補助事業に要した経費 | | | |
|--|------------|-------|-----|---|
| | 補助金額 | 団体負担額 | その他 | 計 |
| 1 選手強化対策 2 合宿・遠征 3 アト・ハイザー・トレーナー招へい 4 元気とやまスポーツ道場 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(支出)

| 事業種目 | 補助事業に要した経費 | | |
|--|------------|---------|---|
| | 補助対象経費 | 補助対象外経費 | 計 |
| 1 選手強化対策 2 合宿・遠征 3 アト・ハイザー・トレーナー招へい 4 元気とやまスポーツ道場 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | |

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他理事長が必要と認める書類

様式第8号

県体協第 号

住 所
競技団体名
代表者名

令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金の額の確定について

令和 年 月 日付け県体協第 号で交付決定した令和 年度富山県体育協会選手強化事業補助金については、富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱第13条の規定により交付額を金 円に確定します。

(補助金の返還のある場合)

なお、超過交付となった金 円については、同要綱第15条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還願います。

令和 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会
理 事 長

選手強化対策事業実施要領

1 目的

各競技団体の強化活動を充実させることにより、本県の競技力の向上とスポーツ振興を図ることを目的とする。

2 事業の内容

国民体育大会開催41競技において、各競技団体に次のような運営費を補助するもの。

(1) 諸会議の開催

各種強化会議等

(2) 競技者育成プログラムの作成

中央競技団体の競技者育成プログラムを参考に、競技毎の本県独自の育成プログラムを作成

(3) 競技力調査派遣

各種大会での競技力調査のための派遣

(4) (公財)富山県体育協会との連携

各種事務連絡、打合せ等

3 事業に要する経費

(1) 各競技団体が事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で(公財)富山県体育協会が交付する。

(2) 経費の交付方法等については、(公財)富山県体育協会理事長が別に定める。

((公財)富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱)

令和 年度選手強化対策事業計画書(実績書)

競技団体名 _____

記載責任者 _____

1 事業の概要

2 事業実施計画(実績)

| | 内 容 | 期 間 | 場 所 | 人 数 | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

* 選手強化対策事業収支予算(精算書)・選手強化対策事業内訳も併せて提出してください。

合宿・遠征事業実施要領

1 目的

県内合宿及び県外遠征(海外遠征を含む)事業を計画的に実施することにより、本県競技力の飛躍的な向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

国民体育大会実施41競技において、各競技団体が実施する次の3事業とする。

(1) 合宿事業

原則として、県内の強化拠点における合宿や強化練習会(高所トレーニング含む)をとおして、県選抜チームが集中的に技術トレーニングや戦術を身につけ、競技力の向上を図るもの。

(2) 遠征事業

競技水準の高い都道府県や国外に遠征し、練習試合や大会出場等をとおして、技術の向上やチームの戦力分析を行い、競技力の向上を図るもの。

(3) 県外優秀チーム招へい事業

日本のトップレベルの優秀なチーム及び選手を招へいし、県内選抜チーム等との合同練習や試合をとおして技術の習得を図るもの。

3 事業に要する経費

(1) 各競技団体の事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で(公財)富山県体育協会が交付する。

(2) 経費の交付方法については、(公財)富山県体育協会理事長が別に定める。

((公財) 富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱)

令和 年度合宿・遠征事業計画書(実績書)

競技団体名

記載責任者

合宿事業実施計画(実績)

| | 種別 | 期 間 | 場 所 | 参加人数 | | 目 的 | 事業区分 (記号を記入) |
|----|----|----------------|-----|------|-----|-----|-----------------|
| | | | | 選手 | コーチ | | |
| 1 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 2 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 3 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 4 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 5 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 6 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 7 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 8 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 9 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |
| 10 | | 月 日()~ 月 日() | | | | | |

事業区分

ア. 合宿 イ. 遠征 ウ. 県外チーム招へい エ. 海外遠征 オ. 海外チーム招へい カ. 企業・クラブチーム キ. 日本代表選手育成

* 合宿・遠征事業収支予算(精算書)・合宿・遠征事業内訳も併せて提出してください。

令和 年度合宿・遠征事業計画書(実績書)

競技団体名 _____

記載責任者 _____

遠征事業実施計画(実績)

| | 種別 | 期 間 | 場 所 | 参加人数 | | 目 的 | 事業区分 (記号を記入) |
|----|----|-----------------|-----|------|-----|-----|-----------------|
| | | | | 選手 | コーチ | | |
| 1 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 2 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 3 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 4 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 5 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 6 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 7 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 8 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 9 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |
| 10 | | 月 日() ~ 月 日() | | | | | |

事業区分

ア. 合宿 イ. 遠征 ウ. 県外チーム招へい エ. 海外遠征 オ. 海外チーム招へい カ. 企業・クラブチーム キ. 日本代表選手育成

* 合宿・遠征事業収支予算(精算書)・合宿・遠征事業内訳も併せて提出してください。

アドバイザー・トレーナー招へい事業実施要領

1 目的

日本を代表する優秀な指導者を強化合宿、遠征試合等に招へいし、高度な技術指導、戦術、傷害予防、コンディションづくり等の助言を受け、競技力の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) アドバイザー

① 指導回数等

- ・ 招へいは、1泊2日を原則として年間3回程度とする。

② 指導者数

- ・ 各競技団体から指導者の推薦を受け、(公財)富山県体育協会会長が予算の範囲内で確定する。

③ 指導者の委嘱等

- ・ 指導者の委嘱は、各競技団体長名で実施し、委嘱期間は原則として1年とする。

(2) トレーナー

① 指導回数等

- ・ 招へいは、原則として1回2時間程度を30回以上とする。

② 指導者数

- ・ 各競技団体から指導者の推薦を受け、(公財)富山県体育協会会長が予算の範囲内で確定する。

③ 指導者の委嘱等

- ・ 指導者の委嘱は、各競技団体長名で実施し、委嘱期間は原則として1年とする。

3 事業に要する経費

(1) 各競技団体が事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で(公財)富山県体育協会が交付する。

(2) 経費の交付方法等については、(公財)富山県体育協会理事長が別に定める。

((公財)富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱)

令和 年度アドバイザー・トレーナー事業計画書(実績書)

競技団体名

記載責任者

(1)指導者

| 区分 | 氏名 | 生年月日 | 所属及び住所 | 経歴等 |
|----|----|------|----------|-----|
| | | | 所属 住所 | |
| | | | 所属 住所 | |
| | | | 所属 住所 | |

(2)事業実施計画(実績)

| | 事業内容 | 期間 | 場所 | 対象及び人数 | | 指導者名 |
|---|------|----|----|--------|------|------|
| | | | | 選手 | スタッフ | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |

*アドバイザー・トレーナー事業収支予算(精算書)・アドバイザー・トレーナー事業内訳も併せて提出してください。

とやまスポーツ道場開催事業実施要領

1 目 的

中学校や高等学校の有望な逸材を発掘し、長期的な展望のもとに育成・強化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) スポーツ道場生の選抜

- ・ 中体連・高体連及び地域スポーツクラブ等、各種団体の指導者と幅広く情報交換し、次年度以降に強化指定選手として活躍が期待される候補者を発掘選抜する。
- ・ 原則として中学校1年生から高校3年までの生徒とする。
- ・ 各学年10名程度、合計20名から50名程度を選抜する。
(この範囲の中で、競技の特性により、人数、学年、中・高校生の比率は異なる。)

(2) スポーツ道場の開催

- ・ 各競技の強化拠点施設において、県内トップクラスの指導者(2～3名)による強化練習会、合宿及び遠征を、年間30回程度開催する。
- ・ 全国的に有名な指導者(1名)による公開練習会や講演会を年2回実施する。

3 事業に要する経費

(1) 各競技団体が事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で(公財)富山県体育協会が交付する。

(2) 経費の交付方法等については、(公財)富山県体育協会理事長が別に定める。
(公益)富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱)

競技団体名

記載責任者

(1)スポーツ道場指導者

| 氏 名 | 競技団体役職 | 所属及び住所 | 指導者資格等 |
|-----|--------|----------|--------|
| | | 所属 住所 | |
| | | 所属 住所 | |
| | | 所属 住所 | |
| | | 所属 住所 | |

(2)スポーツ道場講師

| 氏 名 | 所属及び住所 | 指導者資格等 |
|-----|----------|--------|
| | 所属 住所 | |

(3)強化拠点施設名

| 施設名 | 所在地 |
|-----|-----|
| | |

*とやまスポーツ道場事業収支予算(精算書)・とやまスポーツ道場事業内訳も併せて提出してください。

(4) 事業実施計画(実績)

| 事業内容 | 期日 | 場所 | 参加者数 | 指導者名 講師名 |
|------|----|----|------|-------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 24 | | | | |
| 25 | | | | |
| 26 | | | | |
| 27 | | | | |
| 28 | | | | |
| 29 | | | | |

* とやまスポーツ道場事業収支予算(精算書)・とやまスポーツ道場事業内訳も併せて提出してください。

令和 年度 選手強化対策事業収支予算書(精算書)

競技団体名

記載責任者

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 団体負担金 | 円 | |
| 県体協補助金 | | |
| その他() | | |
| 合 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|----------|-----|---------|
| 旅費 | 交通費 | 円 |
| | 宿泊費 | |
| 報償費(謝金) | | |
| 需用費(消耗品) | | |
| 諸費 | | |
| 役務費 | | |
| 使用料及び賃借料 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

令和 年度 合宿遠征事業収支予算書(精算書)

競技団体名

記載責任者

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 団体負担金 | 円 | |
| 県体協補助金 | | |
| その他() | | |
| 合 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------------|-------|---------|
| 旅費 | 交通費 円 | |
| | 宿泊費 | |
| 報償費(謝金) | | |
| 需用費(消耗品) | | |
| 諸費 | | |
| 役務費 | | |
| 使用料及び 賃借料 | | |
| その他 | | |
| | | |
| 合 計 | | |

令和 年度 アドバイザー・トレーナー招へい事業収支予算書(精算書)

競技団体名

記載責任者

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 団体負担金 | 円 | |
| 県体協補助金 | | |
| その他() | | |
| 合 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------------|-----|---------|
| 旅費 | 交通費 | 円 |
| | 宿泊費 | |
| 報償費(謝金) | | |
| 需用費(消耗品) | | |
| 諸費 | | |
| 役務費 | | |
| 使用料及び 賃借料 | | |
| その他 | | |
| | | |
| 合 計 | | |

競技団体名

記載責任者

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 団体負担金 | 円 | |
| 県体協補助金 | | |
| その他() | | |
| 合 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------------|-------|---------|
| 旅費 | 交通費 円 | |
| | 宿泊費 | |
| 報償費(謝金) | | |
| 需用費(消耗品) | | |
| 諸費 | | |
| 役務費 | | |
| 使用料及び 賃借料 | | |
| その他 | | |
| | | |
| 合 計 | | |

中体連・高体連振興事業実施要領

1 目的

全国中学校大会や全国高等学校総合体育大会及び国民体育大会等において、優秀な成績を収めるため、富山県中学校体育連盟（以下、中体連）及び富山県高等学校体育連盟（以下、高体連）が実施する県内合宿及び県外遠征事業等に対する助成及び指導者の中央研修会・講習会への派遣を助成することによって、本県ジュニア層の競技力の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

本県を代表して全国大会に出場が予想される学校（選抜チーム）に対し、中体連、高体連が実施する次の4事業とする。

（1）合宿事業

県内合宿や強化練習会をとおして、集中的に技術トレーニングや戦術を身につけ、競技力の向上を図るもの。

（2）遠征事業

競技水準の高い都道府県や国外に遠征し、練習試合や大会出場等をとおして、技術の向上やチームの戦力分析を行い、競技力の向上を図るもの。

（3）県外優秀チーム招へい事業

日本のトップレベルの優秀なチーム及び選手を招へいし、合同練習や試合をとおして技術の習得を図るもの。

（4）指導者研修派遣事業

スポーツコーチサミットやJISSの各種研修会・講習会等に本県の指導者を派遣し、国内や海外の最新のトレーニング方法や最先端の情報の研修により、指導者の資質の向上を図るもの。

3 事業に要する経費について

（1）各事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で（公財）富山県体育協会が、中体連、高体連へ交付する。

（2）経費の交付方法については、（公財）富山県体育協会理事長が別に定める。

（（公財）富山県体育協会選手強化事業補助金交付要綱）

令和 年度 中体連・高体連振興事業収支予算書(精算書)

団体名

記載責任者

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 団体負担金 | 円 | |
| 県体協補助金 | 円 | |
| その他() | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 積 算 内 訳 |
|--------|-----|---------|
| 補 助 金 | 円 | 別紙 |
| その他() | 円 | |
| 合 計 | 円 | |